令和4年12月15日 総務常任委員会資料 選挙管理委員会事務局

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて(投票管理者等にかかる報酬支給)

1. 投票管理者等について

投票管理者:各選挙ごとに各投票所に置かれ、その選挙の投票に関する事務を行う。 (投票用紙の交付、代理投票の許容、選挙人の確認、投票箱の開票管 理者への送致、投票所の秩序維持など)

投票立会人:各投票所において投票事務の執行に立ち会い、投票が公正に行われる よう監視する。(投票手続きや投票箱の送致の立ち会いなど)

区分		報酬額	Tibb 3分 D土 88	延べ従事者数
番号	投票管理者等	1日	職務時間	(R4 参院選)
(14)	投票所の 投票管理者	12,800円	7:00~20:00(13 時間) ただし、2 投票所(山間部)	49 名
(18)	投票所の 投票立会人	10, 900 円	は7:00~19:00(12時間)	98 名
(15)	期日前投票所の 投票管理者	11, 300 円	8:30~20:00(11 時間 30 分) ただし、アル・プラザ宇治東、	25 名
(19)	期日前投票所の 投票立会人	9,600円	宇治市産業振興センターは 10:00~20:00 (10 時間)	50 名

[※]区分は条例の別表(第1条関係)より抜粋

2. 条例改正の目的と内容

投票管理者等の職務時間に柔軟性を持たせて従事者の確保を容易にするため、職務を 交替して行う場合等の報酬の額を定めるため、本条例を改正するもの

(改正内容)

- ・別表(第1条関係)の第14号、第15号、第18号及び第19号に規定する報酬額 に報酬の支給方法について追記
 - ※詳細は、条例新旧対照表のとおり

3. 施行日

公布の日から施行